

町税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。税負担の公平性及び税収入を確保するため、嵐山町を初め県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、悪質な滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。皆様には、納期内納税、早期納付にご協力をお願いします。

埼玉県
嵐山町
埼玉県・市町村個人住民税
徴収確保対策協議会

～税務署・町役場・商工会・青色申告会からの 記帳説明会のお知らせ～

個人の白色申告者のうち前々年あるいは前年分の事業所得、不動産所得農業所得等の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要のない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要になります。つきましては、これらの方を対象に次のとおり説明会を開催しますのでご参加ください。

- 1 日時 平成25年11月28日(休) 午後2時～午後3時30分
- 2 場所 嵐山ふれあい交流センター 201多目的室 (定員 50名)

問合せ
税務課（町民税担当） ☎62-2153
嵐山町商工会／嵐山町青色申告会 ☎62-2895



埼玉県と県内全市町村からお知らせ

滞納整理強化期間

平成25年11月～平成26年1月



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

「彩の国」さいたま
埼玉県・嵐山町 埼玉県・市町村
個人住民税徴収確保対策協議会

「年末調整説明会」開催のお知らせ

東松山税務署では、給与の支払がある事業者(法人及び個人)の方に対して、「平成25年分の給与所得者に係る年末調整説明会」を下記のとおり開催します。

記

開催日	開催時間	対象者	開催場所
11月21日(休)	10:00～12:00	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町	東松山市民文化センターホール
	14:00～16:00	東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	東松山市六軒町5-2

- ※都合により、指定された時間に出席できない場合には、他の時間に出席することが可能です。
- ※今年は開催場所を変更しましたので、来場の際はご注意ください。
- ※「問合せ先」東松山税務署 代表番号 0493-22-0990
- ※自動音声案内の「2」をお選びください。担当部署におつなぎします。